

令和7年度内部統制評価報告書の概要

①内部統制の整備及び運用に関する事項

- 知事は、内部統制の制度及び運用に責任を有している
- 県は「愛媛県の内部統制に関する方針」に基づき、財務、公文書の管理、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている
- 内部統制には一定の限界があり、リスクの発現をゼロにすることはできない

②評価手続

- 評価対象期間：令和7年度 ○評価基準日：令和8年3月31日
- 総務省ガイドライン※1の「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、評価を実施

③評価結果

- 公文書の管理及び情報セキュリティに関する事務については、有効に整備・運用
- 財務及び個人情報の保護に関する事務に運用上の重大な不備※2を把握したことから、評価対象期間中における当該事務の一部に係る内部統制は有効に運用されていなかったと判断

④不備の是正に関する事項

- 「重大な不備」該当案件
 - ①公共交通機関の運賃割引を受ける際に必要となる障害者手帳の旅客運賃減額区分に記載誤りがあった案件
 - ②委託事業者が、外部の複数の宛先へメールを送信した際、送信方法を誤り、受信者全員が他の受信者のメールアドレスを確認できる状態となっていた案件
- 改善に向けた取組
 - ①手入力から、障がい程度に応じた減額区分を自動判定する交付事務システムへ完全移行した。
 - ②委託先に対して、メール送信時には複数人でチェックする体制を徹底するとともに、改めて個人情報の取扱に係る社内研修を行い、再発防止に万全を期すよう指導を実施した。

全庁的な内部統制の評価

- 総務省ガイドライン※1に掲げる28評価項目について評価
- ⇒「重大な不備※2」は認められなかった。
(不備自体なし)

業務レベルの内部統制の評価

- 各所属が実施した自己評価結果（リスク評価シートの18,125項目）に基づき評価
- ⇒「重大な不備※2」は2件発生（概要及び改善に向けた取組は上記④参照）
また、運用状況の延べ257項目において「不備あり」とされたが、全ての項目で改善に向けた取組みが確認できた。
- ※主な不備ありの内容として、昨年度発生した公表、処分事案を掲載

※1 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月(令和6年3月改定)総務省)

※2 内部統制の不備のうち、県・県民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたもの

<参考>

内部統制とは

事故やミス等が発生するリスクを抑制するため、予め業務に組み込んで、組織的に管理(チェック)する仕組み